

和歌山地方税回収機構の活動状況（中間実績）について ～徴収金確保額5.4億円（前年同月比+0.6億円） と6ヶ月間で年間見込みを達成～

設立3年目となる和歌山地方税回収機構では、平成20年4月から9月の6ヶ月間において、滞納者宅への搜索、不動産、預貯金などの差押え、動産及び不動産の公売を積極的に行った結果、5.4億円（前年同月比+0.6億円）の徴収金を確保し、年間目標（4.7億円）を達成するなど、着実に滞納事案の処理を進めています。

また、今年度においても、差押え等を適切に執行できる職員を養成するため、市町村から3ヶ月間、短期スタッフ職員として受け入れる等、市町村の徴収力向上のための支援を進めています。

今後とも、納期内納税者の立場に立って、引受事案の処理を積極的に進めるとともに、さらに、機構に移管されていない市町村税の滞納に対しても、市町村と共同で差押えを行う等、税込及び税負担の公平の確保に努めていきます。

1 機構への滞納事案の移管状況

9月末現在で、20年度は28市町から、821件（前年同月比+215件）
税額12.0億円（前年同月比 2.0億円）を市町村から引継ぎました。今年度は最終的には約870件（前年比+77件）の引継ぎを予定しています。

2 徴収状況

6ヶ月間で延滞金を含め約3.3億円（前年同月比+0.5億円）を徴収し、また、不動産等の差押えによる保全額約2.1億円をあわせると約5.4億円（前年同月比+0.6億円）の徴収金を確保しました。その結果、当初の年間見込額4.7億円を6ヶ月間で達成しました。

なお、徴収額の約80%が「差押え処分後の納付」又は「財産の換価」によるものです。

徴収金の確保額とは、徴収額、手形の受託分及び差押えによる保全額です。

3 処理状況

(1) 差押え

9月末までに813件(前年同月比 82件)を実施しました。差し押さえた財産の内訳は、不動産169件、預貯金258件、給与21件、その他の財産(出資金、動産など)365件となります。

(2) 搜索

通常の財産調査で財産を発見できない場合に行った滞納者宅の搜索については、8回実施し、ゴルフクラブ、記念小判、掛軸等の動産を差し押さえました。

(3) 公売

不動産公売は、3回実施し、3物件を1,932万円で売却し、滞納税に充当しました。また、絵画等差し押さえた動産について、ヤフーのインターネット公売に3回参加して、12点を142万円で売却しました。

4 市町村による機構への移管予告催告の実施による効果

市町村が滞納者に対して機構への移管前に行った催告効果は7月末現在でとりまとめた結果、約9.1億円(納付額約3.2億円、納付約束額約5.9億円)(前年同月増減 0.7億円)となり、機構での9月末の確保額5.4億円と併せて、機構の設立による3年目の効果は約14.5億円(前年同月比0.1億円)となりました。

5 市町村の徴収力向上への支援

市町村の徴収力向上への支援のため以下の事業等を実施しています。

(1) 短期スタッフ職員等の受入

延べ6名の受入を行い、約3ヶ月間の実務研修を行っています。

(2) 機構職員の市町村への派遣

機構に移管されない滞納者に対しても、市町村と共同で差押え等を実施するため、市町村に機構職員を派遣します。今年度は、滞納者宅の搜索、差押え、自動車の公売等の業務を支援するため、4回派遣しています。

(3) コンサルティングの実施

機構における徴収事務研修の一環として市町村の徴収業務に関する実務的な課題(財産調査、差押え又は搜索の進め方等)に応じたコンサルティングを実施します。今年度は、滞納処分手続きについて研修会等を3回実施しています。

和歌山地方税回収機構：市町村から徴収困難な滞納事案を引き受け、専門的に滞納整理を進める、平成18年4月に設立した県内全市町村が構成団体である地方自治法上の一部事務組合。